

大阪市高速電気軌道株式会社との連絡運輸規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 乗車券の発売（第7条～第11条）
 - 第1節 通則（第7条～第9条）
 - 第2節 連絡定期券の発売（第10条・第11条）
- 第3章 運賃（第12条・第13条）
- 第4章 乗車券の効力（第14条）
- 第5章 乗車券の様式（第15条）
- 第6章 乗車変更及び特殊な取扱い（第16条～第24条）
 - 第1節 乗車変更の取扱い（第16条～第18条）
 - 第2節 不正乗車（第19条）
 - 第3節 紛失（第20条）
 - 第4節 任意による旅行の取りやめ（第21条・第22条）
 - 第5節 運行不能（第23条）
- 第7章 補則（第24条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（以下「当社運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の路線（ただし、乗合自動車運送約款取扱規則に定める特定の路線を除く。以下「当社線」という。）と大阪市高速電気軌道株式会社（以下「Osaka Metro」という。）の経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「地下鉄線」という。）との間の旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社線と地下鉄線との間の旅客の連絡運輸については、この規則の定めるところによる。

（連絡運輸範囲）

第3条 当社とOsaka Metroの連絡運輸範囲は、当社線及び地下鉄線とする。

（Osaka Metroとの協議）

第4条 この規則とOsaka Metroが定めた旅客に関する規則等とが取扱いを異にする場合、及び前条に規定する連絡範囲以外の乗車券を発売する場合には、その都度、必要な事項を協議して定める。

（運賃の計算）

第5条 運賃を計算する場合の1円未満の端数は、当社及びOsaka Metroがそれぞれ定めるところによりこれを円単位に切り上げて計算する。

- 2 前項により運賃を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、当社及びOsaka Metroがそれぞれ定める方法により、当社線及び地下鉄線それぞれの区分に応じて10円単位に端数計算する。

（他の当社規則との適用関係）

第6条 連絡乗車券に関してこの規則に定めがないものについては、他の当社規則の定めるところによる。

- 2 前項により連絡乗車券に適用する他の当社規則が2以上あるときは、その適用すること

となる当社規則は互いに独立して効力を有するものとする。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(連絡乗車券の種類)

第7条 連絡乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通券

ア 普通券 大人
小児

イ 特別割引普通券（以下特割券という。） 大人

(2) 定期券

ア 通勤定期券 大人
小児

イ 通学定期券 大人
小児

ウ 特別割引定期券（以下「特割定期券」という。）

(ア) 通勤定期券 大人

(イ) 通学定期券 大人

(連絡乗車券の発売場所)

第8条 連絡乗車券は、当社の指定する場所で発売する。

2 前項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売時間を指定する
場合がある。

(連絡乗車券の発売日)

第9条 連絡乗車券の発売日は、乗合自動車運送約款取扱規則第6条に定めるところによる。

第2節 連絡定期券の発売

(連絡定期券の発売)

第10条 連絡定期券は、当社線と地下鉄線とを連絡して乗車する場合で、当社線及び地下鉄
線の区分に応じ、それぞれが定める要件を満たす場合に発売する。

2 連絡通勤定期券の継続発売の場合は、乗合自動車運送約款取扱規則第7条第3項に定め
るところによる。

3 特割連絡定期券の発売については、身体障がい者等運賃割引規則及び地方公共団体発行
割引証等取扱規則の定めるところによる。

(停留所と駅の連絡)

第11条 当社線の停留所と地下鉄線の駅については、それぞれ任意に連絡して乗車すること
ができる。ただし、連絡定期券を利用して乗車する場合の駅及び停留所については、別に
指定する。

第3章 運賃

(連絡乗車券の運賃)

第12条 連絡乗車券の運賃は、次のとおりとする。(ただし、地下鉄線にかかる運賃を含む。)

(1) 連絡普通券

ア 普通運賃が適用される場合

種別	会社別		運賃
		地下鉄線	
大人	当社線	1区	円 300
		2区	350
		3区	400
		4区	450
		5区	500
小児及び特 割大人	当社線	1区	円 160
		2区	180
		3区	210
		4区	230
		5区	260

イ 当社運送約款第24条第4項に定める乗継運賃が適用される場合

種別	会社別		運賃
		地下鉄線	
大人	当社線	1区	円 300
		2区	350
		3区	400
		4区	450
		5区	500
小児及び特 割大人	当社線	1区	円 160
		2区	180
		3区	210
		4区	230
		5区	260

ウ 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

ア及びイの運賃にそれぞれの次の額を加算した額とする。

種別	会社別		料金
		地下鉄線	

大人	当社線	1区	円 0
		2区	90
		3区	90
		4区	90
		5区	90
小児及び特 割大人		1区	円 0
		2区	50
		3区	40
		4区	50
		5区	40

(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券（大人）

(ア) (イ)以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1カ月	3カ月	6カ月
2キロメー トル未満	1区	円 12,030	円 34,280	円 64,940
	2区	13,190	37,590	71,210
	3区	14,360	40,900	77,490
	4区	14,960	42,610	80,730
	5区	15,660	44,620	84,530
全線	1区	12,700	34,280	68,580
	2区	13,860	37,590	74,850
	3区	15,030	40,900	81,130
	4区	15,630	42,610	84,370
	5区	16,330	44,620	88,170

(イ) 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1カ月	3カ月	6カ月
2キロメー トル未満	1区	円 12,030	円 34,280	円 64,940
	2区	15,270	44,800	84,860
	3区	16,880	48,100	91,130
	4区	17,480	49,810	94,370
	5区	18,190	51,820	98,180

全線	1区	12,700	34,280	68,580
	2区	16,390	46,720	88,500
	3区	17,550	50,020	94,770
	4区	18,150	51,730	98,010
	5区	18,860	53,740	101,820

イ 通勤定期券(小児及び特割大人)

(ア) (イ)以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1カ月	3カ月	6カ月
2キロメートル未満	1区	円 6,020	円 17,150	円 32,470
	2区	6,600	18,800	35,600
	3区	7,180	20,450	38,750
	4区	7,480	21,310	40,370
	5区	7,840	22,310	42,260
全線	1区	6,360	18,110	34,300
	2区	6,940	19,760	37,430
	3区	7,520	21,410	40,580
	4区	7,820	22,270	42,200
	5区	8,180	23,270	44,090

(イ) 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1カ月	3カ月	6カ月
2キロメートル未満	1区	円 6,020	円 17,150	円 32,470
	2区	7,870	22,400	42,430
	3区	8,440	24,050	45,560
	4区	8,740	24,910	47,180
	5区	9,100	25,910	49,090
全線	1区	6,360	18,110	34,300
	2区	8,210	23,360	44,260
	3区	8,780	25,010	47,390
	4区	9,080	25,870	49,010
	5区	9,440	26,870	50,920

ウ 通学定期券(大人)

(ア) (イ)以外の運賃

会社別	運賃
-----	----

当社線	地下鉄線	1 カ月	3 カ月	6 カ月
全 線	1 区	円 6,450	円 18,370	円 34,800
	2 区	7,020	20,010	37,910
	3 区	7,530	21,470	40,670
	4 区	7,610	21,680	41,080
	5 区	7,930	22,600	42,820

(イ) 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		料金		
当社線	地下鉄線	1 カ月	3 カ月	6 カ月
全線	1 区	円 6,450	円 18,370	円 34,800
	2 区	8,160	23,270	44,070
	3 区	8,670	24,710	46,820
	4 区	8,750	24,930	47,230
	5 区	9,070	25,850	48,980

エ 通学定期券（小児及び特割大人）

(ア) (イ)以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1 カ月	3 カ月	6 カ月
全 線	1 区	円 3,230	円 9,190	円 17,410
	2 区	3,520	10,020	18,960
	3 区	3,770	10,740	20,340
	4 区	3,810	10,850	20,540
	5 区	3,980	11,310	21,410

(イ) 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1 カ月	3 カ月	6 カ月
全 線	1 区	円 3,230	円 9,190	円 17,410
	2 区	4,090	11,640	22,040
	3 区	4,340	12,360	23,410
	4 区	4,380	12,480	23,620
	5 区	4,550	12,930	24,490

(特定区間の定期運賃)

第13条 前条第2号の規定にかかわらず、当社線と地下鉄線の南森町・今里相互間（谷町九丁目又は日本橋経由）を連絡して乗車する場合の連絡定期券の運賃は、次のとおりとする。（ただし、地下鉄線にかかる運賃を含む。）

(1) 通勤定期券（大人）

ア イ以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
2キロメートル未満	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 13,190	円 37,590	円 71,210
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	13,860	39,510	74,850

イ 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
2キロメートル未満	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 15,720	円 44,800	円 84,860
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	16,390	46,720	88,500

(2) 通勤定期券（小児及び特割大人）

ア イ以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
2キロメートル未満	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 6,600	円 18,800	円 35,600
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	6,940	19,760	37,430

イ 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
2キロメートル未満	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 7,870	円 22,400	円 42,430
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	8,210	23,360	44,260

(3) 通学定期券（大人）

ア イ以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月

全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 7,020	円 20,010	円 37,910
----	--------------------------	------------	-------------	-------------

イ 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 8,160	円 23,270	円 44,070

(4) 通学定期券（小児及び特割大人）

ア イ以外の運賃

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 3,520	円 10,020	円 18,960

イ 夢洲駅発着とする区間を乗車する場合

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 4,090	円 11,640	円 22,040

第4章 乗車券の効力

(乗車券の効力)

第14条 連絡乗車券の効力については、当社運送約款第16条、第18条から第20条及び第36条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第23条、第24条、第27条、第28条、第31条、第34条及び第35条の定めるところによる。

(注) 準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第16条 途中下車の場合

第18条 乗車券類の無効

第19条 乗車券の引き渡し及び回収

第20条 無効として回収した乗車券の返還

第36条 表示事項が不明となった乗車券

(注) 準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第23条 乗車券の表示事項

第24条 乗車券の通用期間等

第27条 定期券以外の乗車券の効力

第28条 定期券の効力

第31条 通学定期券の効力

第34条 共通定期券の無効

第35条 一日乗車券の無効

第5章 乗車券の様式

(連絡乗車券の様式)

第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤定期券

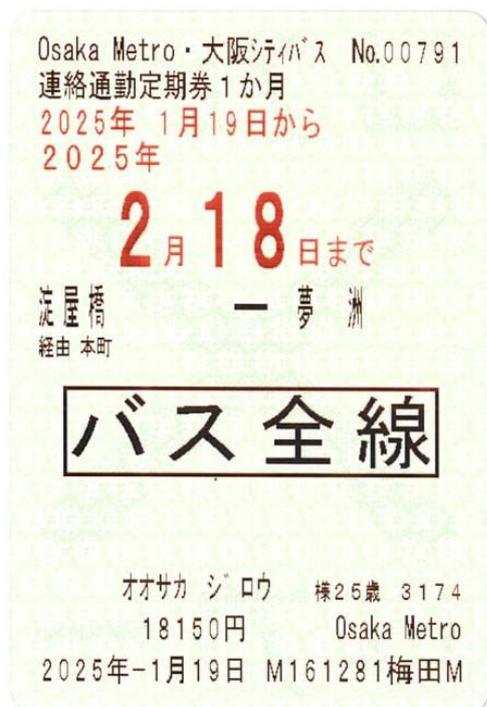
ア 乗合自動車2キロメートル未満

縦 8.5cm 横 5.75cm



イ 乗合自動車全線

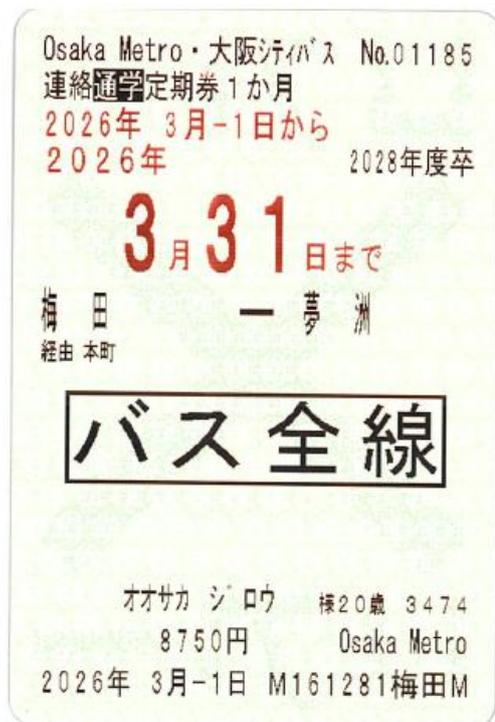
縦 8.5cm 横 5.75cm



(2) 通学定期券

縦 8.5cm 横 5.75cm

- 備考 1 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。
- 2 券面に「20××年度卒」の表示がないものもある。



第6章 乗車変更及び特殊な取扱い

第1節 乗車変更の取扱い

(連絡定期券変更の種類)

第16条 旅客が所持する連絡定期券の表示事項と異なる定期券を必要とする場合に切り扱う変更の種類は、次のとおりとする。ただし、地下鉄線単独定期券への変更は取り扱わない。

- (1) 経路変更 原定期券と同一の発着区間であって、券面表示の乗車経路を変更すること
- (2) 区間変更 原定期券の起点又は終点が変わる区間と同一の場合に限って、券面表示の乗車区間を変更すること
- (3) 種類変更 原定期券の券面表示の種類を変更すること

(連絡定期券の変更)

第17条 連絡定期券の変更は、当社運送約款第35条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第55条から第57条までの規定を準用する。

(注) 準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第35条 定期乗車券の区間及び種類の変更

(注) 準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第55条 定期券の経路、区間又は種類の変更

第56条 定期券の区間又は経路変更の特例

第57条 定期券の経路又は区間と種類との同時変更

(当社線単独定期券への変更)

第18条 旅客が当社線単独定期券へ変更する場合は、当社線単独定期券を新規購入後、原定期券について払いもどしの取扱いをすることができる。この場合、当社運送約款第40条第2項及び乗合自動車運送約款取扱規則第59条の規定を準用する。

第2節 不正乗車

(準用規定)

第19条 当社運送約款第29条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第22条、第52条及び第53条は、この節において準用する。

(注) 準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第29条 割増運賃等

(注) 準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第22条 定期券等の不正使用の場合の取扱い

第52条 共通全線定期券不正使用に対する増運賃の徴収

第53条 一日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収

第3節 紛失

(乗車券紛失の場合の取扱い)

第20条 当社運送約款第31条、第37条及び第40条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第21条及び第58条の規定は、この節において準用する。

(注) 準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第31条 乗車券類の紛失

第37条 定期乗車券等の再発行

第40条 再購入後の払戻し

(注) 準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第21条 乗車券の発売枚数の制限

第58条 再購入後の払戻し

第4節 任意による旅行の取りやめ

(連絡普通券の払戻し)

第21条 連絡普通券の運賃は、運輸上の支障により当社が特に必要と認めた場合を除き、払戻しをすることができない。

2 前項の規定により、連絡普通券の払いもどしをする場合、払いもどし額は既に収受した運賃から既に乗用した区間に対する普通運賃又は連絡普通運賃を差し引いた残額とする。

(連絡定期券の払戻し)

第22条 連絡定期券の払戻しは、当社運送約款第28条、第40条及び第42条並びに乗合自動車

運送約款取扱規則第51条、第59条及び第60条までの規定を準用する。

(注) 準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第28条 旅客の都合による運賃及び料金の払戻し

第40条 再購入後の払戻し

第42条 運賃の払戻し場所等

(注) 準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第51条 死亡の場合の定期券の払戻し

第59条・第60条 払戻しの特例

第5節 運行不能

(運行不能の場合の取扱い)

第23条 乗車後自動車が運行不能となったときの取扱いは、当社運送約款第5条及び第41条を準用する。

第7章 補則

(臨時運行にかかる取扱い)

第24条 当社線にて臨時に運行する乗合自動車において、その取扱いが、この規則の規定により難しいときは、別に定めることがある。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、2026年3月1日から施行する。